

⑨は、医療保険制度の運営・実務に要した費用（人件費や物件費など）のことであり、具体的には公費負担医療の運用において国・地方自治体が審査支払機関へ委託している審査支払部分の費用、各医療保険者による保険の適用、保険料の徴収、明細書の点検などに係る費用を含む。

⑦は、⑩「医薬品その他非耐久性医療財 (Pharmaceuticals and other medical non-durables)」と⑪「医療用具その他の耐久性医療財 (Therapeutic appliances and other medical durables)」の合計である。⑩には、処方薬に係る費用や一般医薬品に係る費用、衛生材料などの非耐久性医療財に要した費用が含まれる。また、⑪は、眼鏡や補聴器、血圧計、体温計、舗装具などの耐久性医療財に要した費用を含む。

基本的に各項目は、財源別に Public（一般政府や社会保障基金による負担）と Private（民間保険会社や家計による負担）に分類される。

さらに、図表 3-3 示すように、⑥は「入院医療費 (Expenditure on in-patient care)」、「外来医療費 (Expenditure on out-patient care)」、「デイケア医療費 (Expenditure on day care)」、「在宅医療費 (Expenditure on home care)」、「補助的サービス (Expenditure on ancillary services)」の総額である。さらに、「リハビリテーションを含む急性期 (curative and rehabilitative care)」と「長期医療系 (long-term nursing care)」という機能別分類もなされている。なお、「外来医療費 (Expenditure on out-patient care)」は、全て「リハビリテーションを含む急性期 (curative and rehabilitative care)」に分類される。

図表 3-3 医療サービス支出 (Expenditure on medical services) の構造

